

政権交代。変わる財政運営

民主党がマニフェストで約束した施策を盛り込んだ来年度予算の一般歳出要求額は、過去最大の54兆9929億円に達した。片や景気低迷で税収が大きく落ち込むなか国債増

発への不安が高まる。景気回復と財政再建という相反する命題を抱えた日本の財政運営システムは、戦後初の本格的な政権交代によって、大きく変貌しようとしている。

藤井裕久財務大臣に聞く

財政健全化のためにも、内需中心の経済政策への転換が不可欠

財政の健全化を図るうえで、まず経済の活性化が重要だ。旧政権では、公共投資偏重、輸出中心の経済政策を進めてきたが、鳩山政権ではムダな公共投資などの予算を削り、その予算を「子ども手当」などの内需拡大が図れる政策に振り替える。また、マニフェストに掲げた政策は断固として実行する。財源の中心については、まだいえる段階にはないが、国民の信頼を確保するためにも財政の健全化に努め、国債の発行額は少なくとも麻生政権よりは減らすつもりだ。



公共投資、輸出中心から
内需中心の経済政策に転換

景気が低迷を続けるなか、「国の借金」は860兆円を超え、GDP比では180%近い状況にある。これまでの財政運営にはどのような問題があり、鳩山政権のもとでどう変えてい

くのか

基本的にはまず経済があつて、それから財政だと思う。財政だけにとらわれていたのは、肝心な経済を殺してしまいかねない。ただし、これまでの景気回復政策や経済政策からは転換を図る必要がある。その一つが、常に偏重されて

きた公共投資政策からの脱却だ。ケインズもいっているが、経済をよくするうえで公共投資には限界がある。公共投資は経済の下支えにはなるが、少なくとも経済をよくすることは無理だ。むしろ、民間経済をどう活性化させるかが重要だ。

新政権の経済運営のもう一つ

の柱は、輸出（外需）中心の経済運営をしていけば必ず国民全員が潤うという考えからの脱却だ。確かに、高度成長下ではそうだった。輸出を伸ばした結果、「1億総中流」になれた。

ところが、高度成長が止まると、輸出を中心に経済を伸ばすことで逆に格差が拡大する姿に

複数年度予算編成で財政規律の確立を

求められる発想の転換、

重視すべきは「予算」ではなく「決算・行政評価」

10月19日に、鳩山内閣で新設された国家戦略室で立ち上げた「予算編成のあり方に関する検討会」は、今後の予算編成に関して「論点整理（基本的な方向性 四つの改革の柱）」を発表した。この論点整理では、鳩山内閣が、2010年度予算編成、さらには11年度以降の予算編成で、既存の予算編成過程を改善して、納税者の視点に立ち予算の効率性を高めるための取組みを掲げている。筆者は、同検討会の一員として議論に加わった立場だが、財政学の見地から、この論点整理に盛り込まれた内容について紹介し、今後の課題について言及したい。なお、本稿は、あくまでも私見に基づくものであって、同検討会を代表するものでも、公式見解でもない。

効率化が必要な

現行予算制度

そもそも、筆者は、同検討会発足、さらには鳩山内閣発足のはるか前から、財政学の見地から、予算制度改革について研究していた。また、財政制度等審議会の一委員として2度ほど英国財務省等を訪問し、その成果が「公会計に関する海外調査報告書」や「財政制度分科会海外

調査報告書」として公表されている。また、イギリスの財政制度に関して、わが国の制度との比較において、03年に拙稿「公会計・予算制度の改革過程」対立点と改革の方向性」(『会計検査研究』28)を記した。この拙稿で、複数年度予算についても触れている。

鳩山内閣で発足当初から複数年度予算というアイデアが出されたが、これはイギリスでの

制度からヒントを得たようである。複数年度予算について、わが国で導入するには、日本国憲法86条「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならぬ」に抵触するとの見解もある。しかし、それに抵触しない形で仕組みをつくれば実質的な複数年度予算編成の導入はできよう。

そもそも、わが国の予算編成

過程では、予算の効率化を損な

うような問題点があることが、

これまでも指摘されていた。

たとえば、予算の単年度主義を

意識しすぎるあまり、年度未

でに歳出予算を上限額まで無理

に使い切ろうとしてムダ遣いに

なってしまうことがあったり、

予算の要求から決定までの間に

だれがどのように意思決定した

かが不透明であったり、省庁の

縦割りの弊害で省庁横断的な政



慶應義塾大学 経済学部
教授 土居 文朗

地域主権の価値体系、政策の優先順位を示せ 財務省寄りか総務省寄りかの縦割り二項対立は不毛の議論

北海道大学公共政策大学院
教授 宮脇 淳



鳩山政権発足に伴い示された「基本方針」のなかで、政策の二本柱の一つとして掲げられた「地域主権」。その意味とそれに基づく具体的な国と地方の行財政の姿については、10月末に召集される臨時国会、そして原口総務大臣のドクトリンの提示等、今後の議論を待たなければならぬ。地方分権改革推進委員会が提示してきた数次にわたる勧告をいかに受け止め、さらに発展させるのか、07年にスタートした第二次地方分権改革が新政権の下で大きな転換期を迎える。転換期後の地方行財政、政策を巡る本質的課題を概括する。

新政権が掲げる

「地域主権」の意味

09年9月16日、民主党、社会民主党、国民新党の連立による鳩山新政権が発足した。その発足当日、新政権の「基本方針」が示されている。この基本方針では、「本場の国民主権の実現」と並んで「内容のともなっ

た地域主権」を政策の二大柱として、新しい国づくりに動き出すことが明示されている。「内容のともなった地域主権」とは、「明治以来の中央集権体質から脱却し、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う」ことであり、そこに向けて国のあり方を転換していくとし

ている。具体的には、「国の権限や財源を精査し、地方への大幅な移譲を進めるなど、国と地方の関係を抜本的に転換」すること、「地域に住む住民の皆さんに、自ら暮らす町や村の未来に、自ら責任を持つていただく」という住民主体の新しい発想を求めていく「第一歩」とすることを掲げている。さらに、地域主

権が地方自治体の首を絞めるような結果になっては本末転倒とし、活気に満ちた地域社会をつくるため、高速道路やガソリン税など、生活に直接かかる負担を軽減し、活力ある農村・漁村を再生するなど、国が負うべき役割は、国が率先して実行すること、郵政事業のあり方も地域主権の観点から抜本的に見直す